

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(31) (略)	(略)
(32) 関門系ルータ交換機能に係る料金の適用	関門系ルータ交換機能（I P o E方式で接続する場合に限ります。）イ欄に係る料金については、2（料金額）2-4第4欄に掲げる令和4年4月1日（ただし、同欄イ(7)欄②又は(コ)欄から(サ)欄及び(ス)欄については当該I P通信網終端装置の更改又は利用が予定される月の月末時点とします。）時点のI P通信網終端装置（I P o E方式で接続するものに限ります。以下この欄において同じとします。）の設置場所（以下料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）において「設置場所」といいます。）の区分ごとに算定した料金額を、I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。なお、令和4年4月1日（ただし、同欄イ(7)欄②又は(コ)欄から(サ)欄及び(ス)欄については当該I P通信網終端装置の更改又は利用が予定される月の月末時点とします。）以降、その区分ごとのI P通信網終端装置等の増設又は協定事業者の利用ポート数の増減等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2（網改造料）2-1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(31) (略)	(略)
(32) 関門系ルータ交換機能に係る料金の適用	関門系ルータ交換機能（I P o E方式で接続する場合に限ります。）イ欄に係る料金については、2（料金額）2-4第4欄に掲げる令和4年4月1日（ただし、同欄イ(7)欄②又は(コ)欄から(ス)欄については当該I P通信網終端装置の更改又は利用が予定される月の月末時点とします。）時点のI P通信網終端装置（I P o E方式で接続するものに限ります。以下この欄において同じとします。）の設置場所（以下料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）において「設置場所」といいます。）の区分ごとに算定した料金額を、I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。なお、令和4年4月1日（ただし、同欄イ(7)欄②又は(コ)欄から(ス)欄については当該I P通信網終端装置の更改又は利用が予定される月の月末時点とします。）以降、その区分ごとのI P通信網終端装置等の増設又は協定事業者の利用ポート数の増減等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2（網改造料）2-1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。

2 料金額
2-4 中継系交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1)～(3) (略)	—	—	—
(4) 関門系ルータ交換機能	関門系ルータで接続する場合における当該関門系ルータにより通信の交換を行	(略)	—

2 料金額
2-4 中継系交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1)～(3) (略)	—	—	—
(4) 関門系ルータ交換機能	関門系ルータで接続する場合における当該関門	(略)	—

	う機能	イ 第5条 (標準的な 接続箇所) 第1項の表 中第7欄で 接続するも ののうちI P○E方式 で接続する 場合	(7)～(サ) (略)	(略)	—	—
			(ス) (略)	(略)	—	—

	系ルー タによ り通信 の交換 を行う 機能	イ 第 5条 (標準 的な接 続箇所) 第1項 の表中 第7欄 で接続 するも ののうち I P ○ E方式 で接続 する場 合	(7)～(サ) (略)	(略)	—	—
			(シ) 岡山県 内の設置場 所において 接続する場 合	1ポートあたり 月額	1,134,708 円	I P ○ E接続 を利用してい る協定事業者 に適用しま す。
			(ス) (略)	(略)	—	—

附 則 (令和4年4月15日西設相制第000265号)

この改正規定は、令和4年7月14日から実施します。